

第12460号 平成 27 年 10 月 9 日(金)

(毎週 火・金発行)

#### 目 次

告		
○遊漁規則の変更認可・・・・・・・・・・・・・・・・・(水産振 ○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録・・・・・・(高齢者支 ○指定居宅サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・( ″	興課)	1
○咳痰吸引等業務に関する登録性定行為事業者の登録・・・・・・・ (草齢者支	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	3
	1/2 1/1/	
○指定店宅サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・ ( "	)	3
○指定介護予防サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・(  〃	)	3
○指定介護予防サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・(	川課)	4
	/ I II II /	7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法		
律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新・(障がい者支	援課)	4
○ 咳 咳 吸 引 笙 業 發 に 関 する 登 録 怯 宏 行 為 東 業 孝 の 登 録 ・・・・・・・ ( 喜 齢 孝 支	摇 浬 )	4
	1反 P/K /	
「保に基づく指定目立文後医療機関(精神通院医療)の更新・「関がいる文 「喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録・・・・・・( 道路の 「道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・( 』 「道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・( 』 「道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	全課)	4
○ 道 路 の 区 域 変 更 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(   〃	)	5
○道販の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・( = =	ĺ	5
	(	-
○ 追 路 の 区 璵 変 史 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	)	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法		
律に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・(障がい者支	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	6
律に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・(障がい者支 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法	1反 1 / /	U
〇 障害者の日常生活及い任会生活を総合的に文援するための法		
#に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・(	)	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	,	
(中音目の1月市生活及の位式生活を総合的に文後するための伝	\	
律に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・( ""	)	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法		
#に基づく事業者の指定··········( ""	)	7
	,	'
公告		
○農用地利用配分計画の認可申請・・・・・・・・・・・・・・(農地・農業振	興課)	7
○農用地利用配分計画の認可申請・・・・・・・・・・・・・・・( ″ ″ ″		8
	,	-
○農用地利用配分計画の認可申請・・・・・・・・・・・・・( ″ ″	)	8
○肥料登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(農業技 ○土地改良区役員の就任・・・・・・・・・・・・・・・・・・(農業技	術課)	8
○土地改良区役員の就任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (農村計	<del></del>	9
	四 床 /	
〇土地収良区役員の退仕及い就仕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	)	9
○ 道 路 の 位 置 指 定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・( 建	築課)	9
		10
( ) 开同旋行骨土地积日里荚旋行( ) 敦且 ( ) 共科科	画 細 )	
〇共同施行宮土地改良事業施行の認可・・・・・・・・・・・・・・・ (農村計	画課)	10
○土地改良区役員の就任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(長利計 ○土地改良区役員の退任及び就任・・・・・・・・・・・・・・・・( 』 ○道路の位置指定・・・・・・・・・・・・・・・・・(建 ○共同施行営土地改良事業施行の認可・・・・・・・・・・・・(農村計 ○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分		10
		10
		10
		10 10
□保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分 明者に係る当該通知の掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(森林保 □道路の位置指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(建	全課) 築課)	10
□保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分 明者に係る当該通知の掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(森林保 □道路の位置指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(建	全課) 築課)	10 10
□保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分 明者に係る当該通知の掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(森林保 □道路の位置指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(建	全課) 築課)	10 10 10
□保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分 明者に係る当該通知の掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(森林保 □道路の位置指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(建	全課) 築課)	10 10 10 11 11
□保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分 明者に係る当該通知の掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(森林保 □道路の位置指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(建	全課) 築課)	10 10 10
□保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分 明者に係る当該通知の掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(森林保 □道路の位置指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(建	全課) 築課)	10 10 10 11 11
□保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	全課) 築課)	10 10 10 11 11 11
□保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	全課) 築課)	10 10 10 11 11 11
□保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(建 □道路の位置指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(建 □道路の位置指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(自然のなるさと熊本の樹木登録解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(自然保 □都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・(建 □農用地利用配分計画の認可申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(農地・農業振 □農用地利用配分計画の認可申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	全築 # 護築興 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	10 10 10 11 11 11
□保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(建 □道路の位置指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(建 □道路の位置指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(自然のなるさと熊本の樹木登録解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(自然保 □都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・(建 □農用地利用配分計画の認可申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(農地・農業振 □農用地利用配分計画の認可申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	全築 # 護築興 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	10 10 10 11 11
□保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(建 □道路の位置指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(建 □道路の位置指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(自然のなるさと熊本の樹木登録解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(自然保 □都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・(建 □農用地利用配分計画の認可申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(農地・農業振 □農用地利用配分計画の認可申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	全築 # 護築興 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	10 10 10 11 11 11 11
□保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(建 □道路の位置指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(建 □道路の位置指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(自然のなるさと熊本の樹木登録解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(自然保 □都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・(建 □農用地利用配分計画の認可申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(農地・農業振 □農用地利用配分計画の認可申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	全築 # 護築興 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	10 10 10 11 11 11 11 12 28
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定週知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	全築 # 護築興 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	10 10 10 11 11 11 11
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定週知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	全築 # 護築興 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	10 10 10 11 11 11 11 12 28
<ul> <li>○保安林の指定施業要件の変更に関する予定週知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	全築 # 護築興 大員	10 10 10 11 11 11 11 11 12 28 29
「保安林の指定施業要件の変更に関する予定週知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	全築 # 護築興 大員	10 10 10 11 11 11 11 11 12 28 29
<ul> <li>○保安杯の指定施業要件の変更に関する予定週知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	全築 # 護築興 大員	10 10 10 11 11 11 11 11 12 28 29
<ul> <li>○保安杯の指定施業要件の変更に関する予定週知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	全築 # 護築興 大員	10 10 110 111 111 111 112 228 229 29
○保安林の指定施業署件の変更に関する予定週知のあて所不分。 明者に係る当該通・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	全築 # 護築興 大員	10 10 10 11 11 11 11 11 12 28 29

#### 示

熊本県告示第861号 漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により平成27年10 月9日付けで遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により、次のとおり告

示する。

平成27年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 漁業権者の名称及び住所
  - 熊本市漁業協同組合
  - 熊本市中央区国府本町5-7
- 漁業権の免許番号
  - 内共第3号
- 変更の内容

熊本市漁業協同組合第五種共同漁業に関する内共第3号共同漁業権遊漁規則第2条、 第3条及び別記様式1号を次のとおり変更する。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 当該漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請し てその承認を受けなければならない。
  - 前項の規定による申請については、漁具、漁法、遊漁区域を記載した遊漁承認 申請書を提出しなければならない。
  - 組合は第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第9条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員構造の登録とは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。 以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。 ・遊漁者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納
  - 付しなければならない。

(漁業の方法)

第3条 次の表のア欄の漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の規模の範囲 内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

1 3 1 = 14 + 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	711 724	O 1 100 - 290 110 1	1 01 17 17 17 10 1 M	4 1 1 31 2 31 1
ア漁業の名称	イ 漁業	ウ 統数の	工 区域	才 期間
	の方法	規模		
こい漁業	手 釣	制限なし	画図橋より上流	1月1日から
ふ な "	竿 釣		において釣以外	12月31日まで
うなぎ 〃	投 網		は禁止。	
おいかわ(は	四つ手網		また、石倉設置	
え) "			箇所 (熊本市中	
ぬまえび類(も	タビ		央区神水本町地	
えび) "			先)の上流及び	
			下流のそれぞれ	
			50 メートル以内	
			では釣も禁止。	

#### 様式1号 遊漁承認証

遊漁承認 証 No.

下記のとおり遊漁を承認します。

住所

氏名

才) (

効 期 間  $\triangle$ 有

年 月 日 まで

法  $\triangle$ 漁 具 漁

遊 漁 区 域 Δ

熊本市漁協内共第3号第5種共同漁業権漁場区域内

本 市 漁 司 組 業協 合 代表理事組合長 (印)

#### 游漁承認証 (裏)

#### 澊 宇 事 項

- 遊漁者は遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。 1
- 2 遊漁者は漁場監視員から要求があったときは遊漁承認証を提示しなけれ ばならない。
- 熊本県内水面漁業調整規則により禁止された漁具、漁法及び区域におい て水産動植物を採捕してはならない。
- 組合員の定置漁具や市の公共物にふれて破損することがないようにしな 4 ければならない。
- 5 遊漁者は遊漁規則の遵守に関して監視員の指示に従うこと。
  - ※ 当組合が行っている増殖事業

当組合が行っている増殖手法は、稚魚放流、外来水産動植物の駆除で す。

※ 当組合が行っている漁場管理

遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者 に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用 されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持され ていることをご理解ください。

変更後の遊漁規則の施行の日 平成27年10月9日

#### 熊本県告示第862号

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) 附則第20条第1項の規定に より登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条 の8の規定により次のとおり公示する。 平成27年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称 及び住所	事業所の名称 及び所在地	登録年番号	登録年月日	サービスの 種類
医療法人村田会 熊本市中央区本 山一丁目5番1 6号			平成27年9月30日	有料老人ホーム

#### 熊本県告示第863号

一介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。 平成27年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
·	ヘルパーステー ション"いっき ゅう"	玉名市岩崎 1 1 2 9 番地 2	平成27年10月1日	訪問介護

#### 熊本県告示第864号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する 法律(平成26年法律第83号)附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその 効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第 123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとお り指定したので、公示する。

平成27年10月9日

		熊本	:県知事 蒲	島 郁 夫
事業者の名称又	事業所の名称	  事業所の所在地	   指定年月日	サービスの種
は氏名	事業別の名称	尹耒別の別任地 	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	類
株式会社一久	ヘルパーステー	玉名市岩崎11	平成27年	介護予防訪問
	ション"いっき	29番地2	10月1日	介護
	ゅう"			

#### 熊本県告示第865号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)

第49条の規定により次のとおり告示する。 なお、その関係図書は、熊本県土木部河川港湾局河川課及び県北広域本部阿蘇地域振興 局土木部に備え置いて縦覧に供する。

平成27年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 河川の名称 1
  - 一級河川白川水系今町川
- 廃川敷地が生じた年月日 平成27年10月9日
- 3 廃川敷地の位置

阿蘇市役犬原字滝ノ本1651番2

廃川敷地の面積

71.87平方メートル

# 熊本県告示第866号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第12 3号) 第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、 同法第69条の規定により公示する。

平成27年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### (精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
	平成27年10月1日
南池市亘字堀木11番6号	
	亚
	平成27年10月1日
八代市大村町1113番地4	

# 熊本県告示第867号

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) 附則第20条第1項の規定に より登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成27年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

	事業者の名称 及び住所	事業所の名称 及び所在地	登録年番号	登録年月日	サービスの 種類
Γ	医療法人社団松	しらふじヘルパ	4 3 1 1 0 0 2 6 8	平成27年1	訪問介護
	下会	ーステーション		0月1日	
	熊本市南区白藤	熊本市南区白藤			
	五丁目1番1号	五丁目1番1号			

#### 熊本県告示第868号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の 区域を変更する。

その関係図面は、平成27年10月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保 全課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅 員	延長	備考
一般県道	小池竜田	上益城郡益城町大字小池字秋		14.9		防安交
	線	永	前	~	60.0	(改築
		1190番1地先から		16.5		)
		上益城郡益城町大字小池字小		14.9		
		池	後	$\sim$	60.0	
	- 1 - HB	1513番地先まで		38.8		

区域を変更する期日 平成27年10月9日

#### 熊本県告示第869号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の 区域を変更する。

その関係図面は、平成27年10月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保 全課において一般の縦覧に供する。 平成27年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

- X-PH - 1-X	ON PHARM HA	X C E Q C Q Z / S E III T				
道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員	延長	備考
一般国道	4 4 5 号	球磨郡五木村甲字伏越 1046番9地先から 球磨郡相良村大字四浦東 2534番3地先まで	前	8. 5 ~ 151. 7	8223.0	災 旧 目 ル ト ル 等 業 に に れ に れ に に れ に れ に れ に れ に れ に れ に
		球磨郡五木村甲字伏越 1046番9地先から 球磨郡相良村大字四浦東 2534番3地先まで	後	8.5 ~ 151.7	8223.0	係る迂 回路
		球磨郡五木村甲字伏越 1046番9地先から 球磨郡相良村大字四浦西字舟 渡 783番2地先まで		6. 1 ~ 84. 1	8958.6	

区域を変更する期日 平成27年10月9日

#### 熊本県告示第870号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の 区域を変更する。

その関係図面は、平成27年10月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保 全課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員	延長	備考
一般県道	宮崎芦北	葦北郡芦北町大字田川字路木		7.5		単橋改
	線	谷	前	$\sim$	47.9	(仮設
		1634番1地先から		11.0		道路の
		同所		7. 9		設置)
		1638番8地先まで	後	$\sim$	47.9	
				18.3		

 $\overline{2}$ 区域を変更する期日 平成27年10月9日

#### 熊本県告示第871号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の 区域を変更する。

その関係図面は、平成27年10月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅 員 (光水)	延長	備考
一般県道	中河間多 良木線	球磨郡多良木町大字久米字 塚山	前	6.2 ~	136.2	防安交( 災害防除
		1565番3地先から	11.7	17.6	100.2	)
		同所   1565番3地先まで	後	19.7 ~	136.2	
				52.4		

2 区域を変更する期日 平成27年10月9日

## 熊本県告示第872号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

		122 (1 - N/ N) T 1111 EN	1114 20
事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事	サービスの種類	指定年月日
	務所の所在地及び代表者		
	の氏名		
シンフォニ	NPO法人シンフォニこ	就労継続支援A型	平成27年1
	とばの海はぐくみの森		0月1日
菊池郡大津町室1728			
- 1	菊池郡大津町大字室99		
	7番地1大塚ビル3階		
	木村 美智子		

#### 熊本県告示第873号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

			1115 7
事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事	サービスの種類	指定年月日
	務所の所在地及び代表者		
	の氏名		
支援センター 銀河カレ	社会福祉法人銀河の会	短期入所	平成27年1
ッジ			0月1日
宇土市築籠町141-2	宇土市築籠町141-2		
	梅田 和利		

## 熊本県告示第874号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年10月9日

		熊本県知事 蒲 島	郁 夫
事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事	サービスの種類	指定年月日
	務所の所在地及び代表者		
	の氏名		
就労支援センター せせ	中畑姉妹合同会社	自立訓練(生活訓練)	平成27年1
らぎ あさぎり事業所			0月1日
球磨郡あさぎり町免田西	人吉市蓑野町176		
2659番地			
	中畑 冴子		

熊本県告示第875号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年10月9日

	熊本県知事 蒲 島	郁 夫
事業所の名称及び所在地 事業者の名称、主たる事	サービスの種類	指定年月日
務所の所在地及び代表者		
の氏名		
紅い華 熊本南センター 株式会社紅い華ヘルパー	居宅介護	平成27年1
ステーション	重度訪問介護	0月1日
宇城市不知火町御領33熊本市南区元三町2丁目		

9番22号 河添 佐恵子

#### 公 告

 $5 - 1 - 1 \ 0 \ 1$ 

#### 熊本県公告第652号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法 律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年10月9日から同月22日までの間、熊本県農 林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 農用地利用配分計画の概要

賃借権の記	设定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	具個権の設定等を支わる工地
的射場 洋一	球磨郡あさぎり町免田西	球磨郡あさぎり町免田西字永才133
		3番ほか4筆
東 吉次郎	人吉市東間上町	球磨郡錦町大字木上西字知敷原7番2
		3
株式会社アグリ	八代市日奈久新開町	八代市平山新町字東一艘取2747番
日奈久		ほか 1 筆
中村 幸雄	八代市昭和明徴町	八代市昭和明徴町字創造804番1ほ
		か 1 筆
上野 秋夫	八代市郡築二番町	八代市郡築二番町67番1ほか6筆
平川 和人	八代郡氷川町網道	八代郡氷川町鹿野字弐七番割1022
		番ほか2筆
永田 裕二	八代郡氷川町網道	八代郡氷川町網道字弐九番割416番
井戸 智教	八代郡氷川町鹿島	八代郡氷川町鹿島字丁境1128番ほ
		か 1 筆

有限会社TAT	八代郡氷川町島地	八代郡氷川町野津字西大鳥2561番
EISHI		ほか8筆

2 申請年月日

平成27年9月4日

#### 熊本県公告第653号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法 律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年10月9日から同月22日までの間、熊本県農 林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 農用地利用配分計画の概要

	<u> </u>	
賃借権の記	设定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	具信惟の故た寺を支りる土地
白石 公則	阿蘇郡高森町大字上色見	阿蘇郡高森町大字高森字霾原2749
		番ほか1筆
西岡 千秋	上益城郡嘉島町下六嘉	上益城郡嘉島町大字鯰字惣水町513
		番ほか4筆
本田農場有限会	上益城郡甲佐町白旗	上益城郡甲佐町大字白旗字元白旗第二
社		1920番5
農事組合法人元	上益城郡甲佐町白旗	上益城郡甲佐町大字白旗字元白旗第二
白旗		1864番3ほか2筆
農事組合法人津	上益城郡甲佐町津志田	上益城郡甲佐町大字津志田字宮下22
志田		25番ほか1筆
石本 毅浩	上益城郡甲佐町津志田	上益城郡甲佐町大字津志田字池田20
		92番ほか1筆
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·

申請年月日 2

平成27年9月9日

## 熊本県公告第654号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法 律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年10月9日から同月22日までの間、熊本県農 林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	具信催の放足寺を支りる工地
荒木 英勝	阿蘇市竹原	阿蘇市竹原字原ノ川128番ほか1筆
荒木 英勝	阿蘇市竹原	阿蘇市西町字北荷内原976番ほか4
		筆
立石 翼	阿蘇市黒川	阿蘇市乙姫字荢漕川604番ほか4筆

申請年月日 2

平成27年9月11日

# 熊本県公告第655号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定に基づき、次の肥料を登録した ので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。 平成27年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の	肥料の	保証成分量	その他の規格	生産業者の氏名	登録した
	種 類	名 称	(%)		又は名称及び住所	年月日

熊本県肥	乾血及	血粉 1	窒素全量:	含有を許され	有限会社山下商	平成 2 7
第 1 4 7	びその	号	1 2. 0	る有害成分の	事	年9月2
2 号	粉末			最大量及びそ	熊本県球磨郡相	9 日
				の他の制限事	良村川辺174	
				項は、公定規	6番地	
				格のとおり。		

#### 熊本県公告第656号

玉名市に事務所を置く玉名平野土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があっ たので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告す る。

平成27年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

		M(1   N) (N) (10   M) (N)
役職名	氏 名	住所
就任		
理事	石原 新興	玉名市岱明町浜田2932番地8
理事	木下 正末	熊本市西区河内町白浜945番地
理事	髙嵜 哲哉	玉名市大浜町2490番地
理事	中逸 博光	玉名郡長洲町大字長洲2513番地 出町ハイツ
		5 号

#### 熊本県公告第657号

一八代市に事務所を置く麦島土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公 告する。

平成27年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏	名	住 所
退任			
理事	上田	隆行	八代市古城町1557番地
理事	齊藤	為 男	八代市中北町3006番地4
理事	堀本	一奉	八代市栴檀町1522番地
理事	村井	道勝	八代市中北町3141番地
理事	川口	一敏	八代市古城町1533番地
監事	多田	浩一	八代市中北町3318番地7
監事	田島	幹雄	八代市古城町1695番地
監事	吉田	寬実	八代市中北町2994番地3
就任			
理事	吉田	寬実	八代市中北町2994番地3
理事	多田	浩一	八代市中北町3318番地7
理事	上田	隆行	八代市古城町1557番地
理事	下野	輝義	八代市中北町3102番地
理事	川上	健一	八代市古城町1561番地1
監事	齊藤	為 男	八代市中北町3006番地4
監事	堀本	一奉	八代市栴檀町1522番地
監事	川口	一敏	八代市古城町1533番地

#### 熊本県公告第658号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位 置の指定を次のとおり行った。 平成27年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池市豊間1253番地1
- 2 築造者の氏名 株式会社リバーホーム
- 道路の位置 菊池市北宮字高原11番1 3

- 6. 01メートル 道路の幅員
- 5 道路の延長
- 84.44メートル 平成27年9月17日 指定年月日 6
- 指定番号 熊本県指令北景建一第48号

#### 熊本県公告第659号

平成27年4月1日付けで阿蘇郡南阿蘇村弁差川地区土地改良事業共同施行者 史ほか14人から申請のあった共同施行営弁差川地区土地改良事業(区画整理)の施行に ついては、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同 法第10条第1項の規定により、平成27年9月30日付けで認可した。 平成27月10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 熊本県公告第660号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規 定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定に より、当該通知の内容を山鹿市役所に掲示する。

平成27年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 所在の不分明な者の氏名 所在の不分明な者の氏名 田代 清實、栗原 昭三、辻上 洋子、藤井 泰、古田 満稔、黒田 利明、山下 武勇、中村 源藏、中村 華太郎、中村 亭藏、中村 百八、中村 吉藏 、上野 辰記、中村 學、中村 順藏、中村 ソデ、中村 福太、鹿瀬島 庄太郎、高 木 勝也、黒田 一誠、松本 亥一郎、樺 ヒサコ、中野 敬藏、大渕 子ノ八、中野 己之吉、中野 円記、中野 藤藏、大渕 寅次、平山 逸雄、平山 止、平山 長藏 、中野 常八、中野 益太、大渕 亀彦、大渕 ヤノ、大渕 幸太郎、大渕 常七、大 渕 政雄、大渕 奎七、大渕 さつき、大渕 倉次郎、大渕 義光、大渕 奎太、深牧 麦道 古田 麦 古田 梅七 古田 朝次 古田 泉、古田 広、北原 長三、橋本 孝道、古田孝、古田権七、古田朝次、古田泉、古田広、北原チサエ、深牧園江、黒田良喜、松本次男、才田安久、才田千郎 マザエ、深牧 園江、黒田 良喜、松本 次男、オ田 安久、才田 千歳、才田 オ松、幸 守也、幸 辰記、黒田 金三、吉川 鶴松、大渕 昭春、黒田 義雄、小川 林次、松本 久夫、小川 仁藏、小川 酉雄、山中 和太記、山中 曻、入江 秋滿、林 ツルエ、松本 彰義、松本 寅藏、松本 長藏、松本 薫、田中 兼藏、田中 吉行、北原 キヤ子、北原 光利、松本 清松、中野 秀男、大渕 勝也、吉永 勝子、堀下 健次、村木 治美、大渕 正直、古田 広 通知の趣旨 小 秋滿、 吉
- (1)農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった
  - (2)保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成27年3月31 日付け熊本県告示第348号による。

## 熊本県公告第661号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位 置の指定を次のとおり行った。

平成27年10月9日

能本県知事 蒲 島郁 夫

- 築造者の住所 荒尾市荒尾2320番地36
- 築造者の氏名 飯牟禮武
- 3 道路の位置 玉名市築地字ナギノ1739番1、同1739番10及び同1739番 1 1
- 4. 15メートルから4. 26メートルまで 98. 83メートル 道路の幅員 4
- 道路の延長
- 指定年月日 平成27年9月16日
- 指定番号 熊本県指令北景建一第47号

# 熊本県公告第662号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位 置の指定を次のとおり行った。

平成27年10月9日

島郁 熊本県知事 夫

- 築造者の住所 福岡市博多区博多駅前4丁目18番23号 築造者の氏名 株式会社ウイングセンター福岡 1
- 道路の位置 玉名市岱明町野口字北尾崎126番8 3
- 6.00メートルから6.05メートルまで 道路の幅員

- 5 道路の延長 47.35メートル
- 指定年月日 平成27年9月24日 6
- 指定番号 熊本県指令北景建一第50号

#### 熊本県公告第663号

次に掲げる樹木について、「ふるさと熊本の樹木」の登録を解除したので、ふるさと熊 本の樹木の登録に関する要項(昭和55年熊本県告示第419号)第9条第2項の規定に より、次のとおり公告する。

平成27年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	名称	樹種	所在地
2 1 9	津留の椿	ツバキ	山鹿市津留3357-3

#### 熊本県公告第664号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。平成27年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 合志市須屋字窪264番2
  - 1, 499. 32平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 合志市須屋2959番地4 松永 政子

#### 熊本県公告第665号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法 律第101号) 第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年10月9日から同月22日までの間、熊本県農 林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 農用地利用配分計画の概要 1

賃借権の記	没定等を受ける者	  - 賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	具信惟の故た寺を支ける上地
中村 隆史	球磨郡相良村深水	球磨郡相良村大字深水字宮ノ前198
		2番ほか2筆
内元 幸一郎	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字深水字田ノ下170
		3番ほか4筆
宮本 洋一	熊本市南区城南町宮地	熊本市南区城南町宮地字鬼熊637番
		1

2 申請年月日

平成27年9月17日

#### 熊本県公告第666号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法 律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年10月9日から同月22日までの間、熊本県農 林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 農用地利用配分計画の概要

T 700 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10	n m · m ×	
賃借権の記	设定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	具信催の試た寺を支りる工地
村上 隆之	玉名市天水町小天	玉名市天水町小天字東大刈6409番
		23ほか2筆

岩村 一盛	玉名市伊倉南方	玉名市伊倉北方字明神ノ元37番3ほ
		か 5 筆
岩村 一盛	玉名市伊倉南方	玉名市伊倉南方字前牟田1123番1
株式会社中道フ	玉名市横島町大園	玉名市横島町大園字田中137番
アーム		
有限会社ヴェ	熊本市西区河内町船津	玉名市横島町横島字九番開東割一ノ切
ジ・ファーム		8985番4ほか1筆
林田 学	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字神崎尻10295
		番 1
二ノ文 陽一	菊池郡菊陽町曲手	菊池郡菊陽町大字久保田字佐渡原17
		81番ほか1筆

2 申請年月日

平成27年9月18日

# 登載依頼

# 公立大学法人熊本県立大学公告第1号

地方独立行政法人法第34条第4項の規定に基づき、平成26事業年度に係る財務諸表を次のとおり公告する。 平成27年10月9日

公立大学法人熊本県立大学 理事長 五百旗頭 真

# 貸借対照表 (平成27年3月31日)

資産の部				(単位:円)
I 固定資産				
1 有形固定資産				
土地		9,088,942,082		
建物	3,967,228,487			
減価償却累計額	△ 1,274,460,555	2,692,767,932		
構築物	33,892,600			
減価償却累計額	△ 15,556,431	18,336,169		
機械装置	15,792,000			
減価償却累計額	△ 7,469,608	8,322,392		
工具器具備品	1,375,578,257			
減価償却累計額	△ 570,847,693	804,730,564		
図書		1,090,677,968		
美術品•収蔵品		29,200,000		
建設仮勘定		2,689,200		
有形固定資産合計		13,735,666,307		
2 無形固定資産				
ソフトウェア		2,352,000		
電話加入権		64,000		
無形固定資産合計		2,416,000		
   3 投資その他の資産				
差入敷金・保証金		848,000		
投資その他の資産合計	_	848,000		
固定資産合計	_		13,738,930,307	
┃ 流動資産				
現金及び預金		619,494,673		
未収学生納付金収入	7,070,300	010,101,070		
徴収不能引当金	△ 1,663,650	5,406,650		
受託研究未収金		17,477,877		
共同研究未収金		550,000		
受託事業未収金		10,450,000		
その他未収金		3,867,442		
たな卸資産		47,994		
前払費用		391,491		
立替金		323,572		
流動資産合計	<del></del>	020,0.2	658,009,699	
資産合計		_		14,396,940,006
			_	

					(単位:円)
負債	の部				
I	固定負債				
	資産見返負債				
	資産見返運営費交付金等	696,425,204			
	資産見返補助金等	213,445,722			
	資産見返寄附金	7,952,619			
	資産見返物品受贈額	850,435,968			
	建設仮勘定見返運営費交付金  _	2,689,200	1,770,948,713		
	長期未払金	_	528,472,596		
	固定負債合計			2,299,421,309	
П	流動負債				
	寄附金債務		87,336,612		
	預り金		29,463,416		
	未払金		366,462,670		
	未払費用		821,970		
	未払消費税等	_	18,500		
	流動負債合計			484,103,168	
	負債合計				2,783,524,477
純資	産の部				
Ι	資本金				
	地方公共団体出資金		12,166,185,000		
	資本金合計	_		12,166,185,000	
П	資本剰余金				
	資本剰余金		387,777,520		
	損益外減価償却累計額(一)		△ 1,217,594,478		
	損益外減損損失累計額(一)		△ 288,000		
	資本剰余金合計	-		△ 830,104,958	
Ш	1 1 1 1 1 1 1		50.700.004		
	前中期目標期間繰越積立金		50,788,824		
	教育研究等環境整備目的積立金		224,107,225		
	当期未処分利益 (うち当期総利益)	(	2,439,438		
	利益剰余金合計	'-	2,439,438 )	277 225 407	
	利益利示並宣訂 純資産合計			277,335,487	11,613,415,529
	<sup>純貝性ロ</sup> 司 負債純資産合計				14,396,940,006
	只以作为,生口口			_	17,000,070,000
注)1	運営費交付金から充当されるべき退職	給付見積額		610.828.775 F	1

注)1 運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額

610,828,775 円

(熊本県からの派遣職員に対する退職給付見積額は上記金額から除いています。)

注)2 運営費交付金から充当されるべき賞与見積額

85,774,818 円

# 損益計算書

(平成26年4月1日~平成27年3月31日)

経常費用 業務費			(単位:円)
未伤負 教育経費	500,786,390		
研究経費	113,525,225		
教育研究支援経費	105,641,871		
受託研究費	43,365,194		
文礼 明元貞 受託事業費	9,564,586		
文	63,441,816		
教員人件費	980,485,035		
報員人件費	407,843,413	2,224,653,530	
一般管理費	407,043,413	120,978,820	
財務費用		120,970,020	
支払利息	23,612,164	23,612,164	
経常費用合計	20,012,104	23,012,104	2,369,244,514
性市复用口引			2,309,244,314
経常収益		0.40.4.40.000	
運営費交付金収益		840,149,000	
授業料収益	4 4 4 6		
授業料収益	1,118,594,575		
公開講座等収益	2,510,000	1,121,104,575	
入学金収益		148,898,400	
検定料収益		51,097,000	
受託研究等収益			
国又は地方公共団体からの受託研究等収益	26,161,868		
その他の団体からの受託研究等収益	17,399,951	43,561,819	
受託事業等収益			
国又は地方公共団体からの受託事業等収益	10,450,000	10,450,000	
補助金等収益		31,805,747	
寄附金収益		13,603,767	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	37,213,266		
資産見返寄附金戻入	2,643,256		
資産見返物品受贈額戻入	3,090,505		
資産見返補助金等戻入	9,809,814	52,756,841	
財務収益	, , -	,,	
受取利息	494,914	494,914	
<b>雑益</b>		1, 1	
財産貸付料収入	11,278,771		
講習料等収益	5,461,000		
手数料収入	3,559,919		
売払収入	103,038		
間接経費収入	11,782,500		
同な程質収入 その他雑益	7,126,689	39,311,917	
経常収益合計			9 953 933 000
経常収益合計 経常利益		_	2,353,233,980 △ 16,010,534
当期純利益			△ 16,010,534
			18,449,972
目的積立金取崩額 当期総利益		<del>-</del>	2,439,438

# キャッシュ・フロー計算書 (平成26年4月1日~平成27年3月31日)

		(単位∶円)
I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 587,140,182
	人件費支出	△ 1,473,140,115
	その他の業務支出	△ 100,940,430
	運営費交付金収入	889,977,000
	授業料収入	1,153,399,790
	入学金収入	145,793,400
	検定料収入	51,097,000
	受託研究等収入	39,127,142
	受託事業等収入	20,748,255
	補助金等収入	63,464,170
	寄附金収入	33,368,089
	預り金の純増加額	4,171,017
	預り科研費の純増加額	1,834,478
	その他収入	41,595,877
	業務活動によるキャッシュ・フロー	283,355,491
П	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産及び無形固定資産取得による支出	△ 207,083,479
	小計	△ 207,083,479
	利息の受取額	494,914
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 206,588,565
Ш	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務償還による支出	△ 137,672,992
	小計	△ 137,672,992
	利息の支払額	△ 23,612,164
	財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 161,285,156</u>
IV	資金増加額	△ 84,518,230
٧	資金期首残高	704,012,903
VI	資金期末残高	619,494,673

# 注 記 事 項

(単位:円)

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金619,494,673資金期末残高619,494,673

2. 重要な非資金取引

(1) ファイナンス・リースによる資産の取得

451,636,884

(2) 現物寄附の受入による資産・消耗品の取得

5,074,769

# 利益の処分に関する書類 平成26事業年度 平成26年4月1日~平成27年3月31日

(単位:円)

I 当期未処分利益 2.439.438

当期総利益 2,439,438

Ⅱ 利益処分額

地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けた額

教育研究等環境整備目的積立金 2,439,438 2,439,438 2,439,438

# 行政サービス実施コスト計算書

(平成26年4月1日~平成27年3月31日)

(単位:円)

#### I 業務費用

(1) 損益計算書上の費用

業務費2,224,653,530一般管理費120,978,820

財務費用 23,612,164 2,369,244,514

(2)(控除)自己収入等

授業料収益 △ 1,118,594,575 公開講座等収益 △ 2,510,000 入学金収益 △ 148,898,400 検定料収益 △ 51,097,000 受託研究等収益 △ 43,561,819 受託事業等収益 △ 10,450,000 寄附金収益 △ 13,603,767 財務収益 △ 494,914 雑益 △ 27,529,417 資産見返運営費交付金等戻入 △ 27,785,564

資産見返寄附金戻入 <u>△ 2,643,256</u> <u>△ 1,447,168,712</u>

業務費用合計 922,075,802

Ⅱ 損益外減価償却相当額 157,795,672

田 引当外賞与増加見積額4,130,815

Ⅳ 引当外退職給付増加見積額 △ 2,794,203

V 機会費用

国又は地方公共団体の無償又は減額された。

れた使用料による賃借取引の機会費用 100

地方公共団体出資の機会費用 44,561,210 44,561,310

VI 行政サービス実施コスト 1,125,769,396

- (注) 1. 引当外退職給付増加見積額には、熊本県からの派遣職員に係るもの6,250,258円が含まれております。
  - 2. 引当外賞与増加見積額には、熊本県からの派遣職員に係るもの627,002円が含まれております。
  - 3. 国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用 天草市から許可を受け無償使用している大江農村広場について、天草市財産条例に基づき、使用料を算定しております。
  - 4. 地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率 新発10年国債の平成27年3月末利回りを参考に0.400%で計算しております。

## 注 記

#### (重要な会計方針)

1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。

なお、退職一時金については費用進行基準を、また、大規模修繕費については業務達成基準を採用しております。

- 2. 減価償却の会計処理方法
- (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、県から承継した固定資産については見積耐用年数により、受託研究収入により購入した償却資産については当該受託研究期間を耐用年数としております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建			物	4	~	47	年
構	粱	Ē	物	10	~	34	年
機	械	装	置			15	年
I	具 器	具 備	品	1	~	15	年

また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第85)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

3. 賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。 また、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から、前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

4. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第87に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

5. 徴収不能引当金の計上基準

将来の授業料の滞納による損失に備えるため、授業料の滞納に係る回収可能性を個別に勘案して計上しております。

6. たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法により評価しております。

# 7. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

- (1) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計上方法 天草市財産条例に基づき、使用料を算定しております。
- (2) 地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率 新発10年国債の平成27年3月末利回りを参考に0.400%で計算しております。
- 8. リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計 処理によっております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

10. 財務諸表の表示

全て円単位により表示しております。

(減損会計関係)

該当事項はありません。

(重要な債務負担行為)

該当事項はありません。

#### (金融商品に関する事項)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定しております。また、未収債権等については、会計規程に沿ってリスク管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:円)

			(+ + 1)
	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	619,494,673	619,494,673	-

#### (注)金融商品の時価の算定方法

現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(賃貸等不動産に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

								(単位	女:円)			
資産	全の種類	期 首	当 期	当 期	期 末	減価償却	累計額	泸	損損失累計	額	差引当期末	摘要
<i>F</i> . (2)	EONEX	残高	增加額	滅少額	残 高		当期償却額		損益内	損益外	残 高	114 34
+ =	建物	3,174,979,041	-	-	3,174,979,041	1,146,229,882	131,351,900	ı	-	-	2,028,749,159	
有 形 固定資産 (特定償却 資産)	工具器具備品	137,151,840	29,192,400	-	166,344,240	71,364,596	26,443,772	1	-	1	94,979,644	
XIII.	合 計	3,312,130,881	29,192,400	-	3,341,323,281	1,217,594,478	157,795,672	I	-	ı	2,123,728,803	
	建物	652,412,756	139,836,690	-	792,249,446	128,230,673	30,682,035	-	-	-	664,018,773	
	構築物	33,892,600	=	-	33,892,600	15,556,431	2,512,401	-	-	-	18,336,169	
有形 固定資産	機械装置	15,792,000	-	-	15,792,000	7,469,608	1,042,271	-	-	-	8,322,392	
(特定償却 資産以外)	工具器具備品	897,424,056	473,566,889	161,756,928	1,209,234,017	499,483,097	166,538,865	-	-	-	709,750,920	
	図書	1,074,843,756	15,834,212	-	1,090,677,968	-	-	-	-	-	1,090,677,968	
	숨 計	2,674,365,168	629,237,791	161,756,928	3,141,846,031	650,739,809	200,775,572	-	-	-	2,491,106,222	
	土地	9,088,942,082	-	-	9,088,942,082	-	-	-	-	-	9,088,942,082	
非償却	美術品・収蔵品	29,200,000	-	-	29,200,000	-	-	-	-	-	29,200,000	
資産	建設仮勘定	4,200,000	2,689,200	4,200,000	2,689,200	-	-	-	-	-	2,689,200	
	合 計	9,122,342,082	2,689,200	4,200,000	9,120,831,282	-	-	-	-	-	9,120,831,282	
	土 地	9,088,942,082	-	-	9,088,942,082	-	-	-	-	-	9,088,942,082	
	建物	3,827,391,797	139,836,690	-	3,967,228,487	1,274,460,555	162,033,935	-	-	-	2,692,767,932	
	構築物	33,892,600	-	-	33,892,600	15,556,431	2,512,401	-	-	-	18,336,169	
± */	機械装置	15,792,000	=	=	15,792,000	7,469,608	1,042,271	-	-	-	8,322,392	
有 形 固定資産 合 計	工具器具備品	1,034,575,896	502,759,289	161,756,928	1,375,578,257	570,847,693	192,982,637	-	-	-	804,730,564	
	図書	1,074,843,756	15,834,212	-	1,090,677,968	-	-	-	-	-	1,090,677,968	
	美術品·収蔵品	29,200,000	-	-	29,200,000	-	-	=	-	-	29,200,000	
	建設仮勘定	4,200,000	2,689,200	4,200,000	2,689,200	-	-	-	-	-	2,689,200	
	숨 하	15,108,838,131	661,119,391	165,956,928	15,604,000,594	1,868,334,287	358,571,244	-	-	-	13,735,666,307	
	ソフトウェア	8,295,000	-	-	8,295,000	5,943,000	1,176,000	-	-	-	2,352,000	
無 形 固定資産	電話加入権	352,000	-	-	352,000	-	-	288,000	-	288,000	64,000	
	숨 화	8,647,000	-	-	8,647,000	5,943,000	1,176,000	288,000	-	288,000	2,416,000	
	差入敷金・保証金	848,000	=	-	848,000	=	-	-	-	-	848,000	
その他の 資 産	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合 計	848,000	-	-	848,000	-	-	-	-	-	848,000	

#### (2) たな卸資産の明細

(単位:円)

種類	期首残高	当期增	自加額	当期源	<b></b>	期末残高	摘 要
性 規	别日次同	当期購入	その他	払出	その他	别不没同	<b>加安</b>
貯蔵品(切手)	30,014	175,890	_	196,710	-	9,194	
貯 蔵 品(グッズ)	1	56,000	I	17,200	I	38,800	H26から
合 計	30,014	231,890	_	213,910	_	47,994	

#### (3) 無償使用公有財産等の明細

(単位:円)

区分	種別	所 在 地	面積	構造	機会費用 の金額	摘要
土地	土地	天草市天草町大江1003番地	8.26 m <sup>2</sup>		100	機器設置
合	計		8.26 m <sup>2</sup>		100	

#### (4) 有価証券の明細

(4)-1 流動資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(4)-2 投資その他の資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(5) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(6) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

- (7) 引当金の明細
- (7)-1 引当金の明細

貸付金等に対する貸倒引当金以外の引当金はありません。

#### (7)-2 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位:円)

区分	貸付金等の残高			貸	摘 要		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	摘 安
未収学生納付金収入 (徴収不能引当金)	6,932,050	138,250	7,070,300	2,020,850	△ 357,200	1,663,650	注)
숨 計	6,932,050	138,250	7,070,300	2,020,850	△ 357,200	1,663,650	

注) 徴収不能引当金は、授業料の滞納にかかる回収可能性を個別に勘案して計上しています。

#### (8) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

#### (9) 保証債務の明細

該当事項はありません。

## (10) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位:円)

	区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	地方公共団体出資金	12,166,185,000	1	I	12,166,185,000	
貝本亚	計	12,166,185,000	-	I	12,166,185,000	
	資本剰余金					
	無償譲与	29,552,000	_	1	29,552,000	
	教育研究等環境整備目的積立金	163,536,131	-	1	163,536,131	
	前中期目標期間繰越積立金	107,409,750	79,623,400	I	187,033,150	注)
資 本 剰余金	損益外固定資産除売却差額	7,656,239	_	I	7,656,239	
	計	308,154,120	79,623,400	ı	387,777,520	
	損益外減価償却累計額	△ 1,059,798,806	△ 157,795,672	1	△ 1,217,594,478	
	損益外減損損失累計額	△ 288,000	_	1	△ 288,000	
	差引計	△ 751,932,686	△ 78,172,272	-	△ 830,104,958	

注) 当期増加額は、資産の取得によるものであります。

## (11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

#### (11)-1 積立金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
地方独立行政法人法第40条第3項積立金 (教育研究等環境整備目的積立金)	105,119,903	118,987,322	_	224,107,225	注1)
前中期目標期間繰越積立金	148,862,196	-	98,073,372	50,788,824	注2)
合 計	253,982,099	118,987,322	98,073,372	274,896,049	

注1) 当期増加額は、未処分利益からの振替によるものであります。

注2) 当期減少額は、資産の取得及び費用の発生によるものであります。

#### (11)-2 目的積立金の取崩しの明細

(単位:円)

	区 分	金額	摘要
前中期目標期間	前中期目標期間繰越積立金	18,449,972	費用の発生によるもの(大学施設の修繕等)
繰越積立金取崩額	計	18,449,972	
その他	前中期目標期間繰越積立金	79,623,400	資産の購入によるもの(教育研究機器の購入等)
ての他	計	79,623,400	
	合 計	98,073,372	

# (12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

#### (12)-1 運営費交付金債務

(単位:円)

		交付金		当 期 1	振 替 額		
交付年度	期首残高	当期交付額	運営費 交付金収益	資産見返 運営費交付金	資本剰余金	小計	期末残高
平成26年度	_	889,977,000	840,149,000	49,828,000	-	889,977,000	_
合 計	-	889,977,000	840,149,000	49,828,000	1	889,977,000	_

#### (12)-2 運営費交付金収益

(単位:円)

業務等区分	26年度交付分	合 計
費用進行基準	44,248,773	44,248,773
期間進行基準	795,900,227	795,900,227
合 計	840,149,000	840,149,000

#### (13) 地方公共団体等からの財源措置の明細

#### (13)-1 施設費の明細

該当事項はありません。

#### (13)-2 補助金等の明細

(単位:円)

							<u>、甲四:円)</u>	
			当期振替額					
区分	当期交付額	建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	収益計上	摘要	
外国人水銀研究者育成 支援事業費補助金	3,732,741	-	-	-	-	3,732,741		
大学改革推進等補助金	31,738,267	_	39,100	-	_	28,073,006	注)	
独立型再生可能エネルキー発電システム等対策費(新エネ協)	29,813,000	-	29,813,000	-	-	-		
合 計	65,284,008	-	29,852,100	-	-	31,805,747		

#### 注)執行未済額 3,626,161円は文部科学省へ返還予定

#### (14) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円、人)

区分		報酬又は給	与	退職給付		
	מי	支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員	
	常勤	56,931,750	4		I	
役員	非常勤	420,000	3	_	ı	
	計	57,351,750	7		I	
	常勤	992,747,379	126	47,182,454	4	
教職員	非常勤	181,134,049	216	ı	I	
	計	1,173,881,428	342	47,182,454	4	
	常勤	1,049,679,129	130	47,182,454	4	
合 計	非常勤	181,554,049	219	_		
	計	1,231,233,178	349	47,182,454	4	

- 注) 1 役員に対する報酬は、公立大学法人熊本県立大学の役員の給与に関する規則に基づき支給しております。
- 注)2 教職員に対する給与は、公立大学法人熊本県立大学職員給与規則及び公立大学法人熊本県立大学非常 勤職員就業規則に基づき支給しております。
- 注)3 教職員に対する退職手当は、公立大学法人熊本県立大学職員退職手当規則に基づき支給しております。
- 注)4 役員及び教職員の報酬又は給与の支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。
- 注)5 上記明細には法定福利費は含まれておりません。
- 注)6 上記明細には受託研究費等及び受託事業費等による人件費は含まれておりません。

#### (15) 開示すべきセグメント情報

該当事項はありません。

<b>養務費</b>		
教育経費		
消耗品費	61,315,736	
備品費	5,687,899	
印刷製本費	15,842,429	
水道光熱費	57,944,406	
旅費交通費	15,687,545	
通信運搬費	8,119,844	
<b>賃借料</b>	9,072,056	
車両燃料費	74,062	
保守費	51,037,346	
修繕費	27,433,660	
損害保険料	3,832	
行事費	3,720,290	
諸会費	1,628,438	
報酬·委託·手数料	46,102,219	
助成金	1,130,000	
奨学費	28,782,050	
減価償却費	167,025,978	
徴収不能引当金繰入	178,600	500,786,390
研究経費		
消耗品費	23,098,370	
備品費	9,076,021	
印刷製本費	1,787,074	
水道光熱費	18,912,765	
旅費交通費	20,168,810	
通信運搬費	746,908	
賃借料	471,252	
保守費	15,520,849	
修繕費	3,667,527	
損害保険料	46,870	
諸会費	3,444,458	
報酬・委託・手数料	5,342,547	
減価償却費	11,241,774	113,525,225
教育研究支援経費		
消耗品費	24,220,624	
備品費	2,790,402	
印刷製本費	3,272,295	
水道光熱費	13,957,836	
旅費交通費	6,242,293	
通信運搬費	4,383,171	
<b>賃借料</b>	6,779,308	
保守費	28,819,249	
修繕費	1,753,078	
広告宣伝費	125,280	
諸会費	774,200	
報酬・委託・手数料	6,997,459	
租税公課	6,900	
減価償却費	5,519,776	105,641,871
	3,0.0,0	,-·, <del>-</del> ·,
受託研究費	10.007.500	
消耗品費	10,627,592	
備品費	2,444,704	
印刷製本費	859,850	
水道光熱費	2,525,482	
旅費交通費	5,050,303	
通信運搬費	31,142	
賃借料 ****	688,496	
修繕費	129,600	
損害保険料	10,080	
諸会費	259,788	
報酬・委託・手数料	12,274,696	

租税公課		26,400	
減価償却費		1,399,999	
教員人件費		1,606,395	
職員人件費		5,430,667	43,365,194
		-, 5,00,	, _ 50, . 0
受託事業費			
消耗品費		889,639	
印刷製本費		16,200	
水道光熱費		950,000	
旅費交通費		531,016	
通信運搬費		301,591	
賃借料		225,298	
損害保険料		30,000	
諸会費		38,000	
報酬•委託•手数料		1,073,273	
職員人件費		5,509,569	9,564,586
<b>须</b> 吕 L #L 弗			
役員人件費 		40 570 075	
役員報酬		42,570,375	
賞与		14,757,375	
法定福利費		6,090,066	
通勤手当		24,000	63,441,816
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	562,799,870		
賞与	190,486,819		
退職給付費用	47,182,454		
法定福利費	115,533,116		
通勤手当	2,841,900	918,844,159	
非常勤教員給与	2,511,000	2 . 0,0 . 1,100	
給料	60,361,542		
法定福利費	944,532		
法定证利复 通勤手当	334,802	61,640,876	980,485,035
	557,002	31,040,070	550,400,000
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	182,013,543		
賞与	52,946,847		
法定福利費	33,770,994		
通勤手当	1,658,400	270,389,784	
非常勤職員給与			
給料	117,688,504		
法定福利費	17,015,924		
通勤手当	2,749,201	137,453,629	407,843,413
一般管理費			
一般管理費			
消耗品費		6,291,096	
備品費		603,840	
印刷製本費		2,917,917	
水道光熱費		17,037,532	
旅費交通費		5,482,012	
派員又通貨 通信運搬費		4,102,747	
通信建廠員 賃借料		5,619,990	
更间料 車両燃料費		40,835	
平心燃料資 福利厚生費		40,835 235,517	
福利厚生賞 保守費			
		18,844,218	
修繕費		1,514,213	
損害保険料		4,712,560	
広告宣伝費		3,728,805	
諸会費		2,146,300	
報酬•委託•手数料		25,797,405	
銀行手数料		2,593,398	
租税公課		1,988,500	
		16,764,045	
減価償却費 交際費		. 0,, 0 1,0 10	

#### (17) 寄附金の明細

(単位:円)

	区	分		当 期 受 入 額	件数(件)	摘要
使	途 特	定寄	附金	33,368,089	9	注1)
現	物	寄	附	5,074,769	459	注2)
	合	計		38,442,858	468	

注1)熊本県立大学未来基金他1件にかかる寄附については、それぞれ1件として計上しております。

注2) 現物寄附の件数については、冊数(図書)及び台数(備品)で計上しております。

#### (18) 受託研究の明細

(単位:円)

	区	分		期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期 末 残 高
受	託	研	究	_	38,851,819	38,851,819	-
	合	計		-	38,851,819	38,851,819	-

#### (19) 共同研究の明細

(単位:円)

							\ <del>                                     </del>
	区	分		期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
共	同	研	究	-	4,710,000	4,710,000	ı
	<u></u> 合	計		-	4,710,000	4,710,000	-

## (20) 受託事業等の明細

(単位:円)

	区	分		期首残高	当 期 受 入 額	受託事業等収益	期末残高
受	託	事	業	1	10,450,000	10,450,000	ı
	合	計		-	10,450,000	10,450,000	-

#### (21) 科学研究費補助金等の明細

(単位:円)

種目	当 期 受 入 額	件 数(件)	摘要
基盤研究(A)	( 0) -	-	
基盤研究(B)	( 9,280,000) 2,784,000	10	
基盤研究(C)	( 13,613,000)	25	・転入研究者のH25科研費直接経費持越分 132,000円(1件)を除く。 ・転入研究者のH25科研費間接経費持越分 39,600円
萌 芽 研 究	4,083,900 ( 5,650,000)	8	(1件)を除く。
若 手 研 究 B	1,695,000 ( 10,800,000)	10	
特別研究員奨励費	3,240,000 ( 1,000,000)	1	
研究成果公開促進費	( 1,600,000) -	1	
合 計	( 41,943,000) 11,802,900	55	

注1)受入額は間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については外数( )書きとしております。

注2) 受入額には他大学等の研究分担者への送金額は含めず、他大学から本学研究分担者あての送金 額を含めております。

#### (22) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

#### ① 現金及び預金の明細

(単位:円)

	区	分		金	額	摘	要
現			金		30,000		
預			金	619	9,464,673		
	合	計		619	9,494,673		

#### ② 未払金及び長期未払金の明細

(単位:円)

		区		5	<del>}</del>	金額
					固定資産	57,823,200
					人 件 費	55,152,037
未		払		金	リース債務	156,714,327
					その他	96,773,106
					小 計	366,462,670
長	期	未	払	金	リース債務	528,472,596
		合		言	†	894,935,266

#### ③ 資産見返運営費交付金等の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当 期 増 加	当期減少	期末残高
建物に係る分	366,156,508	57,744,690	20,375,873	403,525,325
構 築 物 に 係 る 分	12,590,994		1,788,723	10,802,271
機械及び装置に係る分	9,364,663	1	1,042,271	8,322,392
工具器具備品に係る分	24,541,347	18,969,539	12,830,399	30,680,487
ソフトウェアに係る分	3,528,000	1	1,176,000	2,352,000
図書に係る分	225,713,293	14,685,436	ı	240,398,729
差入敷金に係る分	344,000	-	-	344,000
숌 計	642,238,805	91,399,665	37,213,266	696,425,204

#### ④ 資産見返補助金等の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当 期 増 加	当期減少	期末残高
建物に係る分	188,707,610	31,661,000	9,196,681	211,171,929
工具器具備品に係る分	1,080,468	_	613,133	467,335
図書に係る分	1,767,358	39,100	I	1,806,458
숌 計	191,555,436	31,700,100	9,809,814	213,445,722

#### ⑤ 資産見返物品受贈額の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当 期 増 加	当期減少	期 末 残 高
構 築 物 に 係 る 分	8,257,576	1	723,678	7,533,898
工具器具備品に係る分	2,994,272	ı	2,366,827	627,445
図書に係る分	842,070,625	ı	ı	842,070,625
差入敷金に係る分	204,000		_	204,000
合 計	853,526,473	_	3,090,505	850,435,968

#### ⑥ 資産見返寄附金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当 期 増 加	当期減少	期末残高
工具器具備品に係る分	6,653,563	1,560,466	2,643,256	5,570,773
図書に係る分	2,157,584	224,262	_	2,381,846
合 計	8,811,147	1,784,728	2,643,256	7,952,619

## 熊本県選挙管理委員会告示第59号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第

8条第2項の規定に基づくその総数が80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、 次のとおりである。

平成27年10月9日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

その総数の50分の1 29,439

その総数が80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得 た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 283, 989

#### 熊本県選挙管理委員会告示第60号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第4項の規定に基づくその総数の3分 の1の数及びその総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数 に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次 のとおりである。

平成27年10月9日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

その総数の3分の1の数

選挙区名

熊本市第二選挙区 八代市・八代郡選挙区 59, 335 39, 1 9 5 9, 人吉市選挙区 3 4 1 荒尾市選挙区 9 0 5 水俣市選举区 玉名市選挙区 18, 5 8 3  $ar{2}$  6, 天草市 • 天草郡選挙区 2 1 8 ī 5, 山鹿市選挙区 0 9 4 13, 菊池市選举区 6 7 0 宇土市選挙区 10, 1 上天草市選挙区 2 7 8, 宇城市・下益城郡選挙区 19, 8 8 1 阿蘇市選挙区 6 9 3 15, 合志市選挙区 12, 玉名郡選举区 0 3 3 ī 8, 菊池郡選举区 9 7 1 10, 阿蘇郡選举区 9 2 6 24, 上益城郡選举区 3 4 6

球磨郡選挙区 球磨郡選挙区 15,769 その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1 を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 選挙区名

7 0 0

熊本市第一選挙区

**葦北郡選挙区** 

1 3 5 , 1 6 9

# 熊本県選挙管理委員会告示第61号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条の規定に基づき、 平成26年12 月14日執行の衆議院議員総選挙の公職の候補者から提出された収支報告書の要旨は、次 のとおりである。

平成27年10月9日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

#### 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選举の種類 平成26年12月14日執行衆議院小選举区選出議員選挙(熊本県第5区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額(法定選挙運動費用額)

22, 798, 300円

第2回目

_3 報告書の習	巨旨											
候補者氏名	橋田	芳昭	所属的		日本共産党		其	月間	9		8月13日から	第2回分
出納責任者			田添	眞二			*	ו ת	4)		8月13日まで	第2回7
収入					2, 290, 842 F	9 支	出					2, 290, 842円
主たる寄附									人	件	費	0
(氏名・団	体名)		(職業)	)	(寄附額)				家	屋	費	0
日本共産党南	部地区数	<b>長員会</b>	政党		1, 066, 283						選挙事務所費	0
											集合会場費	0
									通	信	費	0
									交	通	費	0
									ĘΠ	刷	費	1, 082, 500
									広	告	費	0
									文	具	費	0
									食	糧	費	0
									休	泊	費	0
									雑		費	0
その他の寄	附				0							
その他の収	入				0							
今 回 計					1, 066, 283	今		計				1, 082, 500
前 回 計					1, 224, 559	前	口	計				1, 208, 342
総計					2, 290, 842	総		計				2, 290, 842

#### 熊本県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。 平成27年10月9日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

#### 政治団体設立届

報告書受理年月日

(1)その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表表	皆の氏名	会計責	任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大久保あきら 後援会	大久保	輝	澤田	伦	熊本県菊池郡菊陽町 光の森6丁目19-5	平成27年8月21日

平成27年9月9日

# 熊本県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項等の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成27年10月9日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

#### 届出事項等の異動届

(1)その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項		新		旧	異動年月日	
熊本に夢の会	会計責任者の 氏名	鶴田	宏	鶴田	雄二	平成27年8月22日	
政治結社日本 民族青年同盟 熊本県本部	政治団体の 名称	政治結 民族青 熊本県	年同盟	日本民青年同熊本県	]盟	平成27年8月10	
中嶋憲正後援会	代表者の 氏名	野満	洋祐	隈部	交旭	平成26年7月1日	
山下慶一郎後援会	会計責任者の 氏名	山下	朋子	松永	豊美	平成27年4月1日	
山 广泛 动液振云	代表者の 氏名	宮野	修一	伊藤	泉	平成27年8月15日	

※「異動年月日」は届出が行われた年月日ではなく、異動事項が発生した年月日になります。

熊本県選挙管理委員会告示第64号 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公表する。 平成27年10月9日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

## 政治団体解散届

#### (1)政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党熊本県天草市第四支部	泉 広幸	平成27年7月10日

## (2)その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表	者の氏名	解散年月日
池田章子後援会	池田	章子	平成26年12月31日
佐藤周平後援会	佐藤	周平	平成27年7月18日
ひろせ親吾後援会	小川	正勝	平成27年7月17日
丸山寛治後援会	丸山	寛治	平成26年6月30日
吉村きょうじ後援会	吉村	恭治	平成27年7月27日

※「解散年月日」は届出が行われた年月日ではなく、政治団体が解散した年月日になります。